

交通被害にあった方々の声

1. 交通被害の実態とその影響

【家族を喪うという被害直後の衝撃】

突然の交通被害によって家族が命を落したり、重傷を負ったりした場合の衝撃の大きさは想像を超えるものがあります。当事者となった方々の声から被害直後のインパクトの甚大さを知るとともに、ご家族への事故の適切な伝え方、ご家族の心情に配慮した言葉かけ、ご遺体に会うときの配慮（だれが臨席すべきか）など、警察や医療機関、学校などにおいて求められる配慮について考えたいと思います。

この方（父親）は、大学生だった息子が自転車で通学していたところを中型トラックにはさまれ亡くなりました。つぎのように語っています。

「（息子の意識は）戻らないですね。もう頭部の損傷がひど過ぎて、（中略）顔が 2 倍ぐらいに腫れてましたね。これはただごとじゃないなって思いましたね。医者もひどいこと言いましたしね、こんなひどいの見たことないみたいなこと言いましたからね。もう何か本当、優しい人ってそんなにいないんだなっていう経験をずっとした感じですね。」
（T2）

つぎの方（母親）は、小学生の息子を登校途中にバスではねられ亡くされました。被害当日の記憶を語っています。

「第一報は小学校から電話があって、事故の詳細は分からないので、（病院）の高次救急のほうにいらしてくださいということだったので、（中略）救急センターの中に入ったら、ベッドに全部白い布がかけられたものがあるって、それを見た瞬間に動けなくなったというのが、私が記憶している一番最初の記憶です。」 「事故当時はそれこそ病院での処置があるということで、私だけが残って、主人と娘（被害者の姉）を取りあえず帰しました。午後の 2 時過ぎくらいでしょうか、息子を連れて自宅の玄関に入った瞬間に、娘が飛び出してきて、娘を抱いた瞬間にようやくと泣けた。2 人で大きな声で泣いたというのが、その日の一番の記憶でしょうかね。」（T9）

この方（父親）は、20 代の娘を自転車通勤中の事故で亡くされました。事故の一報を聞いたときは、校長として小学校の子どもたちを連れて修学旅行に出かけている最中でした。引率の責任を任すことができ、大急ぎで病院へと駆けつけます。当時の状況、ご自分の気持ちを詳しく語っています。

「（病院に行き部屋に案内されて）、娘が、遺体となってこの中でおるんかなと思ったら、なかなかよう入ることができなくて、でも、「ここまで来たんやから、入らないかん」「娘に会わないかん」「いや、それよりも、本当に、娘なのかを確かめなあかん。」と思いながら、恥ずかしい話なんですけど、腰が抜けるというのか、本当にヨロヨロとしたような感じでドアを開けたというようなところなんです。中に入りまして、小さな部屋やったんですけども、私の家族とか、警察の方もおられたというようなところで、真ん中にベッドが 1 つあって、ビニール袋がその上に載っていて…（袋のチャックを開けると）娘の顔が、まさに眠っているような顔が出てきたということで、…（中略）そのときまさかと思

いながらも、悲しいような、苦しいようなというような、言葉では表せんような対面で・・（中略）（袋のチャックをずっと下ろしていくと、）特に大きな体の損傷はなくて、（お腹と胸の辺りの傷を確認して）・・恥ずかしい話ですけども、涙が止まらなくて、大きな声出して、皆さん周りにおるんですけども、泣いてしまったというふうなことがありました。そして、娘がパッと目を開けて、「お父、なに泣いとん。」と言ってくれないかと思いました。そんな感じで、私はとにかく修学旅行で楽しい時間から一転、地獄のようなところに突き落とされたみたいな感じで、そのときにどういうふうな感じで事故が起こったのかというふうなことは全く分からずに、娘と対面したというふうなことになります。」（T8）

つぎの方は、同居家族4人が飲酒運転の車による追突事故にあい、2名が死亡、2名が重傷という経験をされました。4人が別々の病院に運ばれ、混乱したなかで病院にたどり着くまでも大変苦労されました。被害者が複数出た場合、警察が情報を一元化して伝え、病院への送迎を調整するなどの配慮が必須だといえます。事故後1週間の混乱について、つぎのように語っています。

「（事故後1週間で医療費、葬式代などの出費が一挙にふくらみ、事故の被害が明らかになっていく中で）・・本当に幸せな未来を願い生きていた日々の希望が崩れていきました。1週間ですべての希望と光が消えていき、どんどんと闇が深くなっていったイメージでした。一日を終わるたびに新しい課題が生まれていくことに、闇がこれだけ深いのか、もっと深くなる、もっと深くなると、泥沼にズブズブと足がすくわれていって、もう身動きが取れないほどの地獄のような感じがしました。」（T7）

【遺族の悲しみ・思いは家庭内でも違った】

亡くなった被害者のことを家庭内で遠慮なく話すことができ、家族間の気持ちが一致していたと語る方がいる一方で、つぎのように悲しみや受け止め方の違いからくる家族間の「軋轢」を語る方もいます。支援者はそうした家族のさまざまな思いを汲み取り、支援において考慮する必要があります。

「家族はみんなつらいですから、家族でもそれぞれ悲しみの表現の仕方が違うというのか、消化の仕方が違うというのか、私は割と黙って、じっとしてらんですけど、〇〇はべらべらしゃべって、ワーワー泣いてという感じで、〇〇も毎日気の狂ったように泣いてたときもあつたし、私はほとんど泣けずにきちゃってるんですけど、そういう姿を見るのもすごくつらかったですね。家族のそういう姿を見るのもつらかつたし、家族とは子どもの話ができません、いまだに。」（T1）

「うちは同居してたんで、じいさん、ばあさん、父、母がきつかったですね。〇〇が、私に向かって、おまえメソメソ泣いて、男が泣くんじゃねえとかね、泣いてないですけどね。酔っ払って絡むみたいな感じで。あれが大変だったな。一番（精神面の）被害受けたのは、多分、同居の（家族）からの被害が多かったと思います。」（T4）

「（30年ほど前の被害だが）普段話さない、全然家の中では話しませんので・・それが問題なんですよ、いまだにうちの中ではタブーといいますか。……孫とも私、事件についてしゃべったことないんです。（中略）うちの家族の中で誰も触れることができない宙に浮いてる問題ですね。でも孫は事件について分かっていると思いますよ、今どきはネットの時代ですの。」（T3）

【遺族の気持ち: 自責感】

遺族にとって、亡くなった被害者を想うあまり自責感を抱きやすいのも特徴の1つです。小学生の息子を亡くされた方（母親）、同居していた甥を亡くされた方（叔母）はつぎのように語っています。

「その（事故後）1年間そうなんですけど、食べることも自分の中で、…… いけないことだと思っていて、（事故死した）子どもが食べれないのに、何で自分だけ食べれるんだろうって、食べなきゃいけないんだろうって私思っちゃって。1週間に1回くらいですかね、近くの病院で栄養点滴をしてもらって命をつないでいるような状態で。だから、自宅にいるときは仏壇の前から離れたくなかったし、でも、娘とか主人には、「食べてくれ。頼むから食べてくれ」と頼まれて、だからお水と、今でいうウィダーインゼリーみたいな感じ、そんなのだけで1年過ごしたような感じですね。」(T9)

「… 今の医師にも指摘されたんですよ。人生に「たれば」はないので、あなたがああすればよかった、こうすればよかったというふうに自分を責めないでくださいと、もう念押しで言われました。やっぱりどこかにあって、代わりにやってあげられなかったのかなとか、いろいろ、今も思ってます、それは。思うなと言われてますけど。」(T6)

【被害者の叔母としての負担・悲しみ・孤独】

つぎは、甥が被害にあい、叔母という立場のために苦労された方の発言です。この方は、甥の両親のために自分一人で動いたりして負担が重なり、「もう本当に突然、ドスンときた感じ」で精神的にも経済的にも苦しい時期を経験されました。被害者の直系でない家族に対するケアや配慮が必要といえます。

「… もう本当、息子のような感じだったので、小さい頃から育ててきた子なので。ただ、そういう事情は全く関係なく、直系かそうじゃないかというので、もう決められてしまうところがなかなか難しいなとは思いました。」「やっぱり私は親じゃなくて叔母さんという立場なので、直系じゃないので、何の権限もないというところでブツブツ切られることが多くて、いろいろ手を出せないというか。一応、民事裁判では、判例をつくりたいということで、慰謝料の請求という形をやってみたんですが、甥の母親のほうで裁判を続けたくないということで、ちょっと立ち消えになってしまっただけ。」「私が結局、一人暮らしになって、仕事もできなくなってしまったので、経済的に不安定になってしまっただけ、本当についこの間まで生活保護を受けてました。」「難しかったですね。もう本当にうちの中でただ転がってるだけというか、寝込んでるだけというような感じだったので。」(T6)

【刑事手続における遺族の気持ち】

交通被害後、遺族は警察の捜査や裁判など刑事手続を経ることになりますが、さまざまな思いを抱きます。

✓ 警察で「普通の交通事故」と言われた

この方は、警察に対して「殺人罪に」できないのかと口にしたときの気持ちを語っています。警察は日ごろ多くの交通事案を扱っていても、被害にあった方の思いはそれぞれに深刻で非常に重いものがあります。遺族の深い悲しみや心の傷をまず受け止める必要があります。

「(初めて過失運転致死罪と聞いて)私はそこで「殺人罪にできへんのですか」って警察の方に思わず言うてしまったんですけども。警察の方が、「殺人罪にはできません。これは普通の交通事故ですから」と言われて、……一瞬胸にグツときたんですけども… (中略)… うちにしたら、もちろんあつてはなんようなことなんで、それを普通の交通事故と言われたときに、怒りとかそういうことじゃなしに、胸にグツとくるものがある、「そうなんか」と思ったりしたのを今でも覚えとるんですけども。」(T8)

✓ 息子のためにやれるところまでやりたい

この方は被害事故について不起訴の可能性があるなかで、息子のためにやれるところまでやるという気持ちを語っています。

「今でこそこうやって話せますけども、当時は嫁と二人なんでもう何かけんかもあるし思いも違うし、(中略)… それをこう一つ一つほぐしていったり何かするのは大変でしたね。だからまあ、僕も嫁にならって、いいよ、じゃあもうやめようって言ったら、もう不起訴になって刑事記録も見れない、それでもうそのまま終わってしまう。それがいいって人もあるかもしれない、それは、もう真実はいいからって、もう息子帰ってこないんだからって言うかもしれないけど、自分はそうは思いたくなかったんでやりましたね、やれるとこまで…」(T2)

✓ 被害者参加制度を利用して、これでは終われないと思った

つぎの方は被害者参加制度を利用しましたが、公判中の加害者の態度から「これでいいのか」という不全感をもちました。

「検事さんが「これは、じゃあ、僕が質問するよ」というのと振り分けて、私が意見陳述をするので、主人が被告人質問はしたんですけども。参加できたことはすごく良かったなと思うんですけど、高齢で脳梗塞などの病歴もあるためか、人の話を理解できないような加害者だったので、足りないっていうんですか、もっと分からせたい。分かっている。私が読み上げている意見陳述も、左耳がほとんど聞こえないらしく、聞こえてるのか、聞こえてないのかも分からないような、じーっとはしてたんですけど。届いてるのかどうか分からないし、「本当にこんなじゃ終われない」という気持ちでした、裁判が終わったときに。」(T1)

【被害者のための正当化のニーズ】

遺族の方のニーズとして、被害にあった家族に落ち度はなかったという「正当化」のニーズがあります。こうした親の気持ちについて、場面はそれぞれ違いますが、つぎのように語られています。遺族にとって新たな一步を踏み出すうえでも、正当化のニーズを認めることは大変重要です。

✓ 親として亡くなった子どもの名誉挽回ができなかった

「葬式があった後に(警察から)飲酒運転だったということを聞いたもので、葬式のときは飲酒運転を知らなかった。そのまま葬儀をして、会葬者のほうに説明するのも、どういったことで亡くなったんだという説明をするときも、相手が飲酒運転だったという説明はできなかったんです。(中略)… (亡くなった息子の)名誉挽回ができないんですね、葬式の後故をやって、息子のほうには悪いところ、過失は全くなかったんだというような説明、これも本来的にす

るべきだと思うんです、親として。そういったものも一切できなかったということなんです。」(T5)

✓ 検察官が事実と違う(被害者に不利になる)ことを言ってきた

「(担当の検察官が) 家までかなり早い段階で来ましたね。ただそこですごく言われたことが、うちの子どもは歩道を歩いていて、歩道に乗り上げてきた飲酒運転の車にひかれたんですが、この検察官がすごく変なことを言ったんです。車道を歩いてたって言ったんです。… 車道を歩いてた、うちの子どもが。それって大嘘なんですよ。」(T3)

✓ 公判の被害者参加制度を利用して、亡くなった娘のために発言できた

「裁判で、(加害者の親族から被害者側に非があったというようなことを言われ)、逆に今までそういう(被害者)参加制度がなかったら、本当、死人に口なしじゃないけど、向こう側の言い分が… 言い放題で、僕が言わへんかったら誰が言うてくれるのやと。それが検事(は)、失礼な言い方やけど、お仕事としての立場でお話しされると思うんで、身内としての感情的な思いなんかはなかなか言い出されへんやろうし、逆にそんな話を聞いても仕事の受け取るだけやろうけど、私らにしたら、うちの娘に限ってそんなことあるんかというふうな思いがあって…。」(T8)

✓ 子どもに落ち度があったとのうわさをママ友が打ち消してくれた

「私の知らないところでですけど、うちの子が飛び出したっていううわさが流れていたみたいで、そのうわさをしているのをその場で聞いていたママ友が、「違うって言っといたからね」って。誤解されているのが悔しいって、ママ友たちも本当に自分のことのように感じてくれていたので。(小学校でも全校集会で事故のきちんとした説明があり、)ママ友たちが行って、「そうじゃないんだよ」というのは言ってくれたみたいなので、それほど誤解も広がらずにいたんじゃないかと思います。」(T1)

【判決に対する理不尽な思い】

交通被害の場合、多くの遺族は判決が軽すぎるのではという理不尽な思いを抱いています。子どもを一方的な事故で奪われ、加害者に執行猶予がついたことに対して、つぎのように語っています。また、判例主義の裁判制度に対する不満(遺族の気持ちを反映できていない)も述べられています。

先例主義については、手抜きからくるのではなく、罪刑の均衡の観点などから仕方のない面もあるといわれますが、時代の変化に応じて求刑の在り方を検討することは当然であり、何より遺族の方の気持ちを尊重した十分な説明が不可欠です。

「(裁判では極刑にしてほしいと言ったが)… 当たり前やけど聞き入れられなくて、… 禁固の執行猶予付きというところまで、私は全然満足できなくて。(中略) 一人の命を奪っておきながら、交通事故やからいうこともあるんでしょうけれども、一日も結局刑務所に泊まったりとか、何かしたりとかすることもあらへんし、結局罰にしたって執行猶予が付いてしまうし、だから罰金やなんやいうて損害賠償や言うけど、結局保険会社が払うことになるわけで、その上、私たちとの話のときは、弁護士任せで、結局加害者は何もすることなしにというか、そのままの生活で何の罰も与えられることもなく、そんなんでもええんかい? いうふうなところもあったんで、… (控訴したいと思ったが検事に過去の判例から考えてということ断られ、それもできなかった)… (弁護士から執行猶予 5 年は長いと言

われたが)一般市民の僕にして、娘を、命を奪われた私にしたら、執行猶予 10 年だろうが、20 年だろうが、全然納得できへんというふうなところなんで、その辺は違うやろうなと。」

「その辺が、あの人ら(検察)にすると判例主義というんですか、過去の例に沿ってやるというようなことで、それ言うと、弁護士さんは、「そう言いながら、少しずつ私たちも今、執行猶予 5 年ということ(判決)もできるようになってきたし、昔やったらそんなのなかったんだけど、少しずつ見直しはされますけれども、〇〇さんが言うように、急には、コロッとは変わらないのは事実やと思います」というようなことを言われて。だから、日本の裁判制度に対して不満はあるというようなところはあるんですけども。そして、日本の法律は、加害者側に手厚く、被害者側に冷たいと思います。刑法38条1項や、39条のように「罪を犯す意思がなければ何をしても許される」のでしょうか？ それは、加害者側の理屈であって、被害者側、遺族側の失われた「命」「悲しみ」「苦しみ」についてはどう考えられているのでしょうか… この程度かというのが正直なところです。」(T8)

「もう怒りばかりですよ。息子の命を奪うとるのに、なんでわずか 2 年 8 月の判決になるんだと。そんなものでは許せないという気持ちがいっぱいですよ、その当時は。」「裁判の基本的な、判決を出すときに基本的な考え方として、判例に従って、という言葉がありますよね。もうそれそのまんまなんです。10 年前、50 年前という、ものすごく古い判決を持ってきて判断していきますから、とんでもないやり方だなと。戦後にできた法律ですから、ほとんど改正されてない状態のものを利用して、参考にして、判決を下ろすんだと。こんなばかな国はないですよ。そういう憤りも、今もずっと持ち続けていますけど。やっぱり世の中が進んでいくんだから、それに合わせた判決を出さないと、とても被害者のための判決とは。被害者のために判決するんじゃないんでしょうけども、やっぱり被害者が納得できるような判決を出せるような形に持って行ってほしいなと思いますね。」(T5)

【事故後・裁判後の加害者の態度に傷つく】

事故後の加害者の態度について、遺族は不快感を持つことが多くつぎのように語っています。

✓ 事故後に会ったが、まったく非を認めようとしない

「夕方に、事故担当というのと、加害者の運転手と 2 人で来て、「焼香させてください」って。「謝罪をしたいです」ってことだったので玄関に入れたんですけど、実際は道路が悪かったとか、学校の指導が悪いとか、挙げ句の果てには、「人間のやることだから間違いはあって当たり前じゃないですか」というのを言われたように思います。」(T9)

「全然、反省のはの字も見えませんよ。もうとにかく自分が助かりたいばかりで。事故の後は、うちに来るのはよかったんですけど、全く事前連絡せずに、ふらっとうちのほうに来て、商売してるにもかかわらず、そのお店の入り口のところまで来て土下座するんですよ、お客さんが来てるのに。こちらの気持ちを全く考えてない、自分のことしか考えられないような(加害者)でした。ね。(中略)自分から進んでおわびに来たということではなしに、言われたから来ましたよ、許してくださいね、こういう感じですよ。だから、僕らとしてはもうとてもじゃない、許せるような気持ちには全くなれませんでした。」(T5)

✓ 裁判後の加害者との接点のむずかしさ

遺族は、加害者が被害者のことや事件の重大さを忘れないでいてほしいと望んでいる場合がほとんど

です。命日といった節目のときに線香を上げにきてほしいと伝えても、一周忌だけでその後は来なくなったり、執行猶予中から音信不通になってしまったりといったことが語られました。また、裁判後の加害者の態度にさらに傷ついたと語る方もいます。

「判決は、やっぱりその執行猶予 5 年というのが腑には落ちなかったんですが、裁判官のほうで執行猶予 5 年が最長で、これはすごい重いんで、それをよく肝に銘じといてよという説諭が加害者にいったんで、そういうもんだなって思って。裁判所出るときも検事と加害者家族と話して、刑務所入らなかった、良かったんだろうけど、その 5 年間ね、どうやって償うのかよく考えてみたいな、俺まで説諭みたいなのをして、で別れましたけどね。1 回、2 回ぐらいお線香上げに来て、その後はちょっと音信不通になっちゃったりとかでしたよね。」(T4)

「(加害者と生活圏が近いので、裁判後に加害者を見かけたときに)「一度お話ししたいことがあるから」(と言ったところ、加害者が)「何言うтон」言うて、「もう裁判終わったんやから、終わりやろ? もう終わりにして」と言われたんで、それ聞いたときに、結局、裁判中は相手が「いろいろ相談しながら、これからお互いいいように頑張っていきます」とか言うと思ったけれども、裁判が終わってしもうたら、そんな言い方する。どれがホンマかなと言うたら、終わってからの発言がホンマなのかなというように捉えると、(中略)また、1 年に 1 回、命日ぐらいは、線香をあげに来るものと、私は思っていたんですが、ある日、私たちの弁護士から電話がありました。「相手の弁護士から連絡があり、命日に線香をあげに行かない。こちらに話もしに来ないでほしいと言っている。」というものでした。加害者側は、嫌になったら、弁護士を通していつでも、今のこの状況をやめることができる。しかし、私たち遺族は、嫌になっても、泣いても、叫んでも、今の状況から逃れることができない。娘を亡くしながらも、なおかつそういうふうなことも言われたりして、非常に辛いなというようなこともあって。」(T8)

【自助グループをつくりたい／活動している】

交通被害にあった方々の特徴の 1 つに、自助グループについて発言する方が多く、「同じ経験をした人と話したい」という気持ちが読み取れます。自助グループをつくりたいという希望を語った方と、実際に自分の力で立ち上げた方、現在活動を続けている方の声を記します。自助グループについて、支援者は遺族の気持ちを汲み取り、安心して語れる場づくりの必要性を認めて、運営面を含め側面的に援助していく必要があります。

「確かに資格を持った心理士の人たちとか、そういった人たちはいらっしゃるんですけども、やっぱり遺族として気軽に話をできるのは、やっぱり同じ経験をした遺族なんですね。遺族同士であれば、本当に気軽に涙を流しながら話ができるんです。そういったものがないと、そういった組織をつくっていかないと、支援するというのが大変難しいですね。最初の頃は、泣きそうになるから行きたくないよとかいう人もおるんですけども、そういった人たちを気軽に受け入れていける、そういう組織をつくりたいなと。そういった組織がほしいなと…」(T5)

「私、自助グループを立ち上げたときには、やっぱり純粋にこんな目にあっているのは自分だけなんだろうかと、同じような人と話し合いたい、同じ人とでなかったら気持ちが分かり合えないのではないかと、被害にあったことのない人に話をし、あの人の話重たいから嫌だわとかと思われるのも嫌なので、ということでやっぱり仲間を募りたいって思ったんですね。そういうとき…(アメリカに行く機会があり)、その自助グループがありました。実際のその自助

グループに参加をしたとき、被害から殺人事件のご遺族だったんですけど、警察の人に連れられて1週間しか経っていない後だっていう人がもう自助グループに来ていたんです。その自助グループを立ち上げた人自身も、単に他の被害者、遺族と話をしたいという、話し合いをしてみたいという気持ちだけでこの自助グループを立ち上げたっておっしゃっていたんですね。だから私も話をしたいと思ったときに、仲間をとにかく集めようと思って、手紙を書いたり新聞とかで見て訪ねて行ったりして。手紙を出した方からはすぐに返事があって、じゃあ今度会いたいということで始まりました。」(T3)

「自助グループの役割というのは、ただ単に話すことができる感情の吐き出し口というのはすごく大事です。何回も何回も話すことでグリーフにもなり心の整理にもつながることがある、吐き出すことというのはすごく大事なんです。裁判に関わる日々の中で、様々な壁が立ちはだかることや、家族の中でも不和があった場合、「そうだよ、うちもそうだったの」という、共感や共有できる話があるからこそ、要はタブーがないからこそ、話していくことに、自分自身の中で回復が生まれていくのだと私は思います。〇〇の会(自分たちの当事者の会)の自助活動では、人には言わないことや、人を傷つけないことをお伝えしながら、自助活動をしています。」(T7)